

舟橋村規則第 8 号

舟橋村職員の懲戒処分の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村職員の懲戒処分の基準等に関する規則の一部を改正する規則

舟橋村職員の懲戒処分の基準等に関する規則(令和 2 年舟橋村規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

非違行為の種類			免職	停職	減給	戒告
略						
公務外 非行	麻薬・覚醒剤 等の所持又は 使用	<u>麻薬、覚せい剤等を所持又は使用した場合</u>	○			
略						

」

を

「

非違行為の種類			免職	停職	減給	戒告
略						
公務外 非行	麻薬・覚醒剤 等の所持又は 使用	<u>麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 項に規定する麻薬及び同条第 2 項に基づき麻薬とみなされる物をいう。）</u> 、 <u>あへん（あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）第 3 条第 2 号に規定するあへんをいう。）又は覚醒剤（覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条第 1 号に規定する覚醒剤をいう。）を所持し、使用し、譲渡し、又は譲り受けた職員</u>	○			
略						

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。